

## 指定航空従事者養成施設の安全管理システムの構築に係る指針

### 1. 総則

本指針は、航空機の運航を伴う実技教育を実施する指定航空従事者養成施設（以下、「指定養成施設」という。）が「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」（平成12年10月11日空乗第1197号。）第2部1.（1）設置者の要件で示された「安全管理システム」を構築する際の指針を示すものである。

### 2. 定義

本指針において使用する用語の定義を以下のとおり定める。

#### （1）安全管理システム

安全に係るリスクを管理するための仕組みであって、必要な組織体制、責任、方針及び手順を含むものをいう。

#### （2）安全指標

安全性を定量的に測定するために用いる指標をいう。

#### （3）安全目標値

安全指標について、一定期間内で達成すべきものとして計画した値をいう。

#### （4）安全達成度

安全指標に基づき測定された値と安全目標値との比較により把握されるものであって、目標に対してどの程度の安全性を達成したかを示すものをいう。

#### （5）ハザード

航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を引き起こす可能性のある要因をいう。

#### （6）安全に係るリスク

ハザードが引き起こす事態について予測される発生確率及び重大度の組合せをいう。

### 3. 安全管理システムの文書化

指定養成施設の設置者は、以下に記載する安全方針及び安全に関する取組目標、責任者の職務権限、ハザードの特定方法、リスク分析方法、安全管理システムの評価及び改善等、安全管理シ

システムの構築に必要な事項を文書化し「安全管理規程」として定め組織内に周知すること。ただし、安全管理規程に定められる内容は、指定養成施設の規模や経営環境、組織形態など指定養成施設それぞれの特性に応じたものとすることが適切であるため、本指針には必要最低限の事項のみを示しており、各指定養成施設がより詳細な安全管理規程を定めることを妨げるものではない。

#### 4. 安全管理システムの安全方針及び安全に関する取組目標の設定

##### (1) 安全方針

指定養成施設の設置者は、組織の安全に対する基本的な考え方を示した「安全方針」を定めること。

##### (2) 安全に関する取組目標

指定養成施設の設置者は、(1)の安全方針を踏まえ、次に掲げる観点から安全に関する取組目標として、妥当な安全指標及び安全目標値を設定し、安全指標及び安全目標値等必要事項を記載した届出書(第1号様式)を毎事業年度当初安全政策課長に届け出ること。

- a) 指定養成施設が実施する業務の特性を表した指標であること。
- b) 測定可能な指標であること。
- c) 過去の実績、事業計画等と照合し、現状よりも改善(現状が最高の安全性を示し、現状以上の改善ができない場合は、維持を含む。)した値を目標値としていること。

#### 5. 安全管理システムの整備

##### (1) 安全管理に関する最高責任者、管理責任者及び部門責任者の職務権限、責任範囲の確立

安全管理システムの最高責任者である設置者、安全管理における統括責任者である管理者及び航空機の運航、整備等安全に関与する各部門における責任者の職務権限及び責任範囲が明確にされているとともに、各部門間における報告系統や指揮命令系統を整備し機能させること。

##### (2) 安全管理会議の設置

指定養成施設の管理者は、実技教育における運航の安全に関する情報(以下「安全情報」という。)の共有、各部門間の意思疎通の確保、安全管理の評価、安全管理システムの改善の検討等、安全管理を実施する上で中心的な役割を担う会議を設置し、適切に機能させること。

#### 6. 安全管理の実施

##### (1) 安全達成度の測定及び監視

指定養成施設の管理者は、安全達成度の測定及び監視を継続的に実施することを通じて、安全の傾向を把握すること。測定した安全達成度については、安全達成度の報告書(第2号様式)に必要事項を記載し、4.(2)に基づく安全政策課長への安全指標及び安全目標値の届出の際に添付すること。

## (2) 安全情報の報告

- a) 指定養成施設の管理者は、航空事故、重大インシデント及び安全上の支障を及ぼす事態が指定養成施設の教育規程に基づく実技教育(当該教育が本邦外で行われる場合も含む)において発生した場合は、当該事態について、別紙のとおり航空安全当局に報告する体制を構築すること。  
なお、報告にあたっては、メール、FAX、書面を活用すること。
- b) 指定養成施設の管理者は、a) に規定した以外の安全情報について収集及び共有を行うとともに、所属する職員等に対し、当該情報を航空局が指定する機関に報告するよう推奨すること。報告を推奨するにあたり、報告を行うことを懲罰の根拠としない環境整備を行うこと。  
なお、報告にあたっては、電話、メール、FAX、書面、航空安全監視システムを活用すること。
- c) 指定養成施設は、「安全情報」が各部門から設置者、管理者、各部門責任者に伝達されるための体制を整備し機能させること。

## (3) ハザードの特定

指定養成施設は、報告制度により収集された「安全情報」を基に、危険な状態を生じさせる根本的な原因である「ハザード」を特定するための方法を策定すること。ハザードを特定する方法としては、発生した事故やトラブルを受けて事後的に把握する「事後的」方法、及び、ヒヤリハット情報、他のトラブル事例等を踏まえ、事故やトラブルの予兆になると考えられるハザードを予め設定する「予防的」方法を組み合わせること。

## (4) 安全に係るリスクの管理

特定されたハザードについて、予想される発生頻度や安全への影響度のリスクを分析し、許容できないリスクがあればそれを除去・回避するための具体的な施策を立案し、施策等の決定、現場への展開、当該施策等の実施後の妥当性評価を行うといった「安全に係るリスクの管理」の方法を策定すること。

## (5) 変更の管理

安全に係るリスクの水準に影響を与える可能性のある変更については、当該変更により生じる可能性がある安全に係るリスクを特定し、そのリスクを評価することにより変更管理するための手順を定め、当該管理手順を維持するものとする。

## (6) 緊急時対応計画の立案

指定養成施設は、航空事故、重大インシデントが発生した場合の緊急時における対応計

画を定め適切に機能する状態を維持すること。なお、計画を作成する際には、関係する他の組織の緊急時対応計画と連携するよう調整すること。

## 7. 安全管理システムの評価、改善

指定養成施設は、一定期間ごとに安全管理システムが有効に機能しているか安全推進会議等で分析・評価を行うことにより、「安全方針」及び「安全に関する取組目標」の再設定並びに安全に係るリスクの管理等、安全性の水準の維持向上のため改善措置を講じること。

また、これらの一連の手法と管理手順についてあらかじめ定めておくこと。

## 8. 安全管理に関する教育及び訓練

指定養成施設は、安全管理システムを組織内に周知させるための教育、安全啓発セミナー、ハザードの特定、リスク分析、ヒューマンファクターズに関する訓練等、必要な知識を習得させる訓練、安全管理を実施する上で必要な教育を実施し、安全管理システムの水準の維持に努めること。

別紙

○報告事項及び報告次期

報告事項*	報告時期
(1) 航空事故	発生後できる限り速やかに
(2) 重大インシデント	発生後できる限り速やかに
(3) 安全上の支障を及ぼす事態	<ul style="list-style-type: none"><li>・発生後 3 日以内</li><li>・発見後 7 日以内 (整備中)</li><li>・発見後 14 日以内 (装備品整備中)</li></ul>

○報告項目

- (1) 氏名又は名称
- (2) 航空機の国籍、登録記号及び型式
- (3) 報告に係る事態が発生した日時及び場所
- (4) 報告に係る事態の概要及びこれに対する措置
- (5) その他参考となる事項

注 ※ 報告事項は航空法第 76 条、第 76 条の 2 及び第 111 条の 4 に基づく又は準拠するものとする。

第1号様式

文書記号

令和 年 月 日

安全政策課長 殿

届出者名

令和〇〇年度 安全指標及び安全目標値の届出書

指定航空従事者養成施設の安全管理システムの構築に係る指針4. (2) の規定に基づき、安全指標及び安全目標値を下記のとおり設定したので届出します。

記

1. 指定養成施設の名称

2. 安全指標

3. 安全目標値

4. 安全指標及び安全目標値の設定理由（別紙提出の場合はその旨記載）

第2号様式

文書記号

令和 年 月 日

安全政策課長 殿

報告者名

令和〇〇年度安全達成度の報告書

指定航空従事者養成施設の安全管理システムの構築に係る指針6.（1）の規定に基づき、安全達成度を下記のとおり報告します。

記

1. 指定養成施設の名称

2. 安全達成度

3. 安全達成度の算出根拠（別紙提出の場合はその旨記載）

附則（平成26年3月31日付け国空航第1158号）

本指針は、平成26年4月1日から適用する。

ただし、初年度においては、「安全指標」及び「安全目標値」を設定し安全政策課長に届け出る期限は平成26年5月末とし、「非懲罰環境の構築」及び「変更の管理の構築」については、平成26年9月末までにその旨を安全管理規程に定めたうえ、運用の準備を行い、平成27年3月末までの間に運用を開始することとしてよい。

附則（令和2年12月22日付け国空航第2715号）

この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

附則（令和3年10月4日付け国空航第1517号）

この改正通達は、令和3年11月1日から施行する。

附則（令和4年3月29日付け国空航第3037号）

この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。